

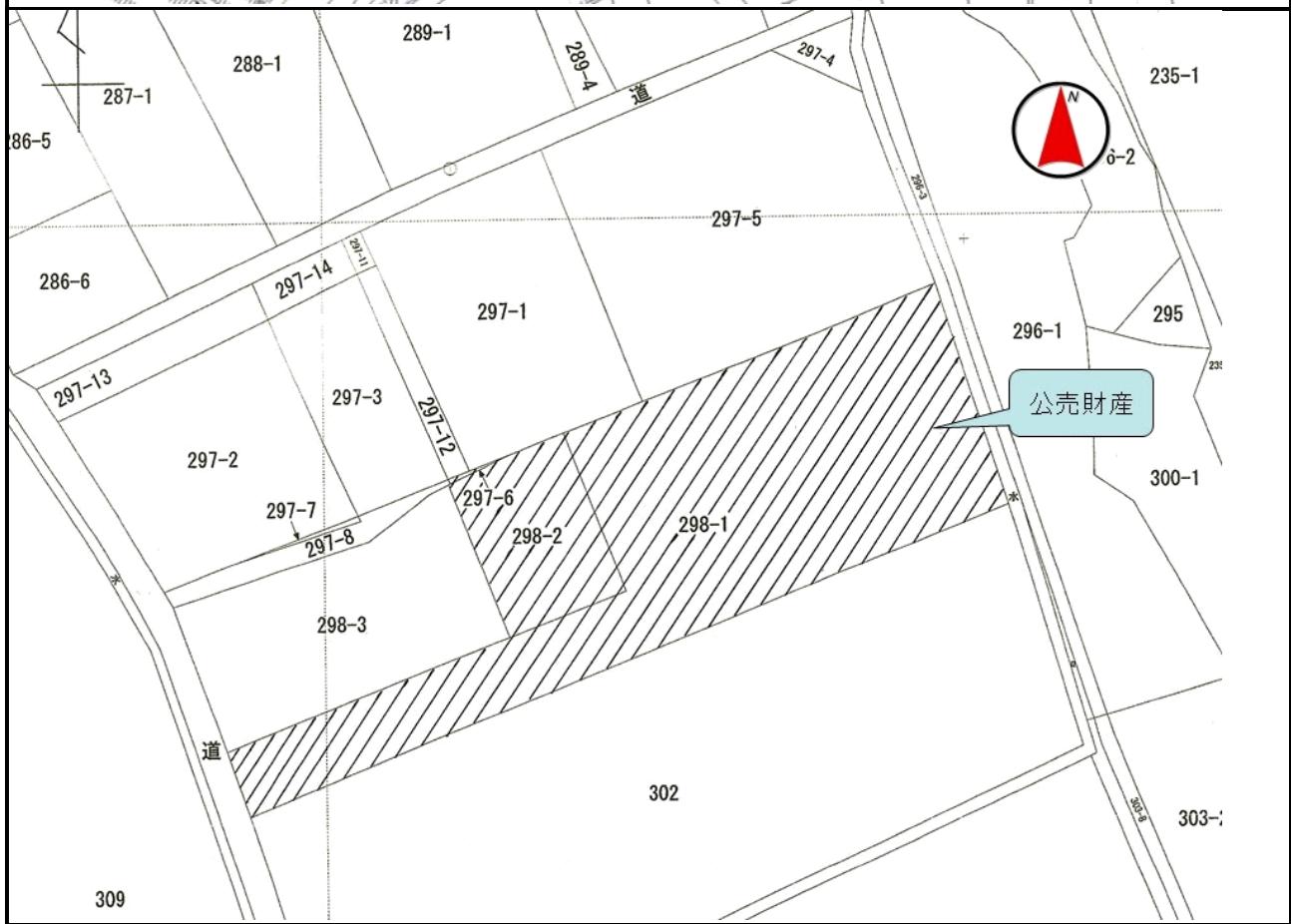
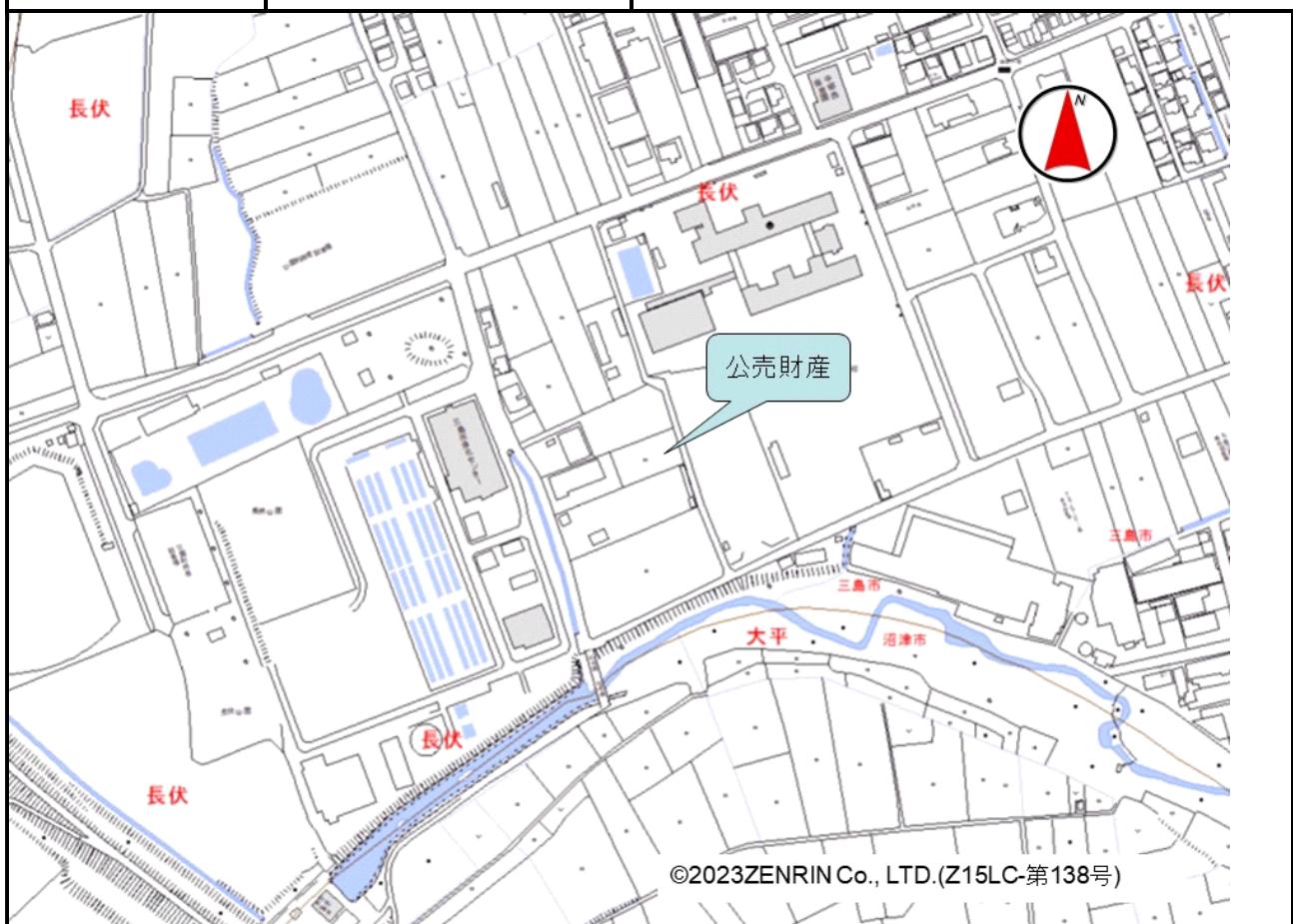
売却区分番号	660-8		
見積価額	¥1,540,000	公売保証金	¥200,000
財産の表示	1 所在 地番 地目 地積	静岡県三島市長伏 297番6 田 1.20 平方メートル	
	2 所在 地番 地目 地積	静岡県三島市長伏 298番1 田 1,176 平方メートル	
	3 所在 地番 地目 地積	静岡県三島市長伏 298番2 田 204 平方メートル	以上登記簿による表示
公法上の規制	市街化調整区域 農業振興地域内 農用地区域外 三島市景観計画区域		
接道状況	東側 幅員約2.4メートル舗装市道（建築基準法上の道路でない） ほぼ等高接面 西側 幅員約6メートル舗装市道 ほぼ等高接面		
地盤・地勢	起伏地		
使用状況等	<p>&lt;公売財産1&gt;</p> <p>公売財産以外の建物（家屋番号298番3）の敷地として使用されていると思われるが、土地の使用権原は不明である。</p> <p>&lt;公売財産2&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者不明の車両及び動産類等がある。</li> <li>残土による高低差があるほか、雑木雑草繁茂である。</li> <li>西側は、北側隣地（地番298番3）と一体として使用されている。また、公売財産所有者の石門がある。</li> </ul> <p>&lt;公売財産3&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者不明の動産類があるほか、雑木雑草繁茂である。</li> <li>西側の一部は、公売財産以外の建物（家屋番号298番3）の敷地として使用されているが、土地の使用権原は不明である。</li> </ul> <p>（以上、令和7年6月11日現在）</p>		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>買受人の資格その他の要件</li> </ul> <p>農地につき、買受希望者は、入札期間中に入札書と併せて「買受適格証明書」の提出又は呈示を要する。</p> <p>なお、「買受適格証明書」の取得に当たっては、事前に三島市農業委員会事務局に確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>権利移転及び危険負担の移転の時期は、農業委員会又は都道府県知事の許可若しく</li> </ul>		

売却区分番号	660-8								
見積価額	¥1,540,000	公売保証金	¥200,000						
	<p>は届出の受理があった時である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公売財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行う。なお、見積価額の公売財産ごとの内訳は以下のとおり。</li> </ul> <table> <tr> <td>公売財産1</td><td>1,386円</td></tr> <tr> <td>公売財産2</td><td>1,311,156円</td></tr> <tr> <td>公売財産3</td><td>227,458円</td></tr> </table>			公売財産1	1,386円	公売財産2	1,311,156円	公売財産3	227,458円
公売財産1	1,386円								
公売財産2	1,311,156円								
公売財産3	227,458円								
住居表示等	静岡県三島市長伏298番1								
最寄駅等	伊豆箱根鉄道駿豆線伊豆仁田駅 北西約2.6キロメートル								
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。								
ご注意していた だく事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、ご入札ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等を確認してください。なお、国は関係資料を提供できません。</li> <li>・図面は、現況と異なる場合があります。</li> <li>・建蔽率及び容積率は一般的なものを表示しております。</li> <li>・公売財産の種類又は品質に関する不適合があつても、国は担保責任等を負いません。</li> <li>・国は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどは全て買受人の責任において行うことになります。</li> <li>・土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>・土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</li> <li>・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。</li> <li>・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。</li> <li>・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。</li> <li>・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。</li> </ul>								
陳述書等の提出 について	<p>・入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。</p> <p>暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。</p> <p>なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。</p> <p>また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明</p>								

売却区分番号	660-8		
見積価額	¥1, 540, 000	公売保証金	¥200, 000
	する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。 ・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。		

売却区分番号

660-8



壳却区分番号

660-8

